

さぽーとほっと基金の概要と制度見直しについて

1 さぽーとほっと基金とは

- さぽーとほっと基金は、「札幌市市民まちづくり活動促進基金」の愛称であり、市民や企業からの寄付を札幌市が募り、町内会・ボランティア団体・NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度。
- 平成20年4月1日に施行された「札幌市市民まちづくり活動促進条例」の規定に基づき、市民まちづくり活動の促進のため、さぽーとほっと基金を設置するとともに、基金を財源として市民まちづくり活動団体に資金の助成を行うこととしている。
- 市民まちづくり活動団体への助成を行うにあたっては、助成を受ける団体の登録、寄付及び助成に関する制度に関し、条例の規定を受けて、各種「要綱」を定めて運用している。

2 さぽーとほっと基金の助成までの流れ

(1) 団体登録制度

- 基金からの助成を受けるためには、「札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱」（以下「登録要綱」という。）に基づき団体を登録する必要がある。
- 登録にあたっては市民まちづくり活動を行うことを主たる目的としていること、継続して1年以上の活動実績があること、構成員が10人以上あること等の要件がある。

(2) 助成の種類及び申請手続き

- 具体的な助成については、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき実施される。
- 助成には寄付の希望先に応じて①団体指定助成、②分野指定助成、③テーマ指定助成、の3種類がある。
 - 団体指定助成・・・登録団体の中から希望する団体を指定して寄付が行われた場合、寄付者の意思を尊重して当該団体の事業に対して助成を行うもの
 - 分野指定助成・・・保健、医療、福祉の増進やまちづくりの推進など、まちづくり活動の4つの分野を選択して寄付が行われた場合、当該分野に対して申請された事業の中から選考された事業に対して助成を行うもの（冠基金を財源とする助成も含む）
 - テーマ指定助成・・・新型コロナウイルス感染症対策市民活動など、被災者支援活動基金に対して寄付が行われた場合、当該テーマに対して申請された事業の中から選考された事業に対して助成を行うもの
- 助成交付申請にあたっては、交付要綱で定められた様式等を提出する。

(3) 助成の募集期間及びプレゼンテーション実施時期

- 分野指定及びテーマ指定の助成の募集は前期・後期の年2回実施しており、例年、前期は2月中旬、後期は6月中旬に約3週間、募集期間を設定している。
- 公開による事業説明会（プレゼンテーション）を開催し、当該説明会の内容をもとに審査のうえ、助成事業の選定を行う。※R2及びR3はプレゼンテーション審査を実施せず、書面審査とした。
- 団体指定の助成は、随時募集しており、毎月書類審査を行っている。

<分野指定及びテーマ指定のスケジュール>

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
前期	募集開始～ 締切（約3週間）	公開プレゼン（土日） ～助成決定												
後期			募集開始～ 締切（約3週間）	公開プレゼン（土日） ～助成決定										

※R4の後期公募事業は、9月以降の事業を対象として、7月に募集した。

(4) 助成対象事業、助成対象経費及び助成率

- 助成対象事業は、①営利を目的としない公益的な事業、②親睦やレクリエーションを主な目的としていない、等の要件を定めている。
- 助成の対象となる経費は報償費、役務費、使用料・賃借料、備品費・消耗品費、旅費など（飲食費や団体の維持運営に伴う人件費等の経常経費は対象外）
- 団体指定は10分の10助成。分野指定は2分の1助成。テーマ指定はテーマごとに助成率を決めており、現行のものは10分の10助成で、かつ、人件費も助成対象経費となっている。

(5) 事業報告

- 交付決定を受けた団体は、助成事業終了後、1か月以内（3月終了事業の場合は3月31日まで）に、交付要綱で定められた様式等を提出し、報告する。
- 報告内容を調査・確認したうえ、交付すべき助成額を確定する。

3 さぽーとほっと基金見直しの経緯

- 基金の運用当初と比べると、市内の市民まちづくり活動の状況は刻々と変化しており、また、コロナ禍を契機として活動内容や実施方法の変化も多く見られる状況。
- これまでに、助成団体から当課に寄せられたご意見も参考にしながら、①助成金の交付決定前に支出した施設使用料を助成対象経費と認めることとした例、②事業計画書の記載方法の簡素化を図った例、③多くの団体が助成金を受けることができるようにするため、1団体が受ける助成額に上限を設定した例など、要綱の見直しを実施してきた。
- 今回、普段から助成申請事業の審査を行う審査部会の委員から意見を聴取するとともに、札幌市や市内のNPOを支援する団体と官民連携で運営している新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会の業務の一環で、さぽーとほっと基金を実際に利用している団体からの意見を把握するため、アンケート調査を実施した。

4 審査部会から聴取した意見について（参考資料1参照）

- 報償費や役務費、備品費等、対象経費の取扱いの見直し
- 申請や報告の提出書類等、申請報告の方法の見直し
- 団体指定制度や冠基金制度の見直し

5 新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会によるアンケートをもとにした提案について（参考資料2-1・参考資料2-2参照）

- 活動を展開・拡大する事業への助成枠の新設
- 自己負担の撤廃もしくは縮小
- 助成対象経費の拡大
- 申請・報告の負担を軽減
- 団体の基盤強化につながる助成

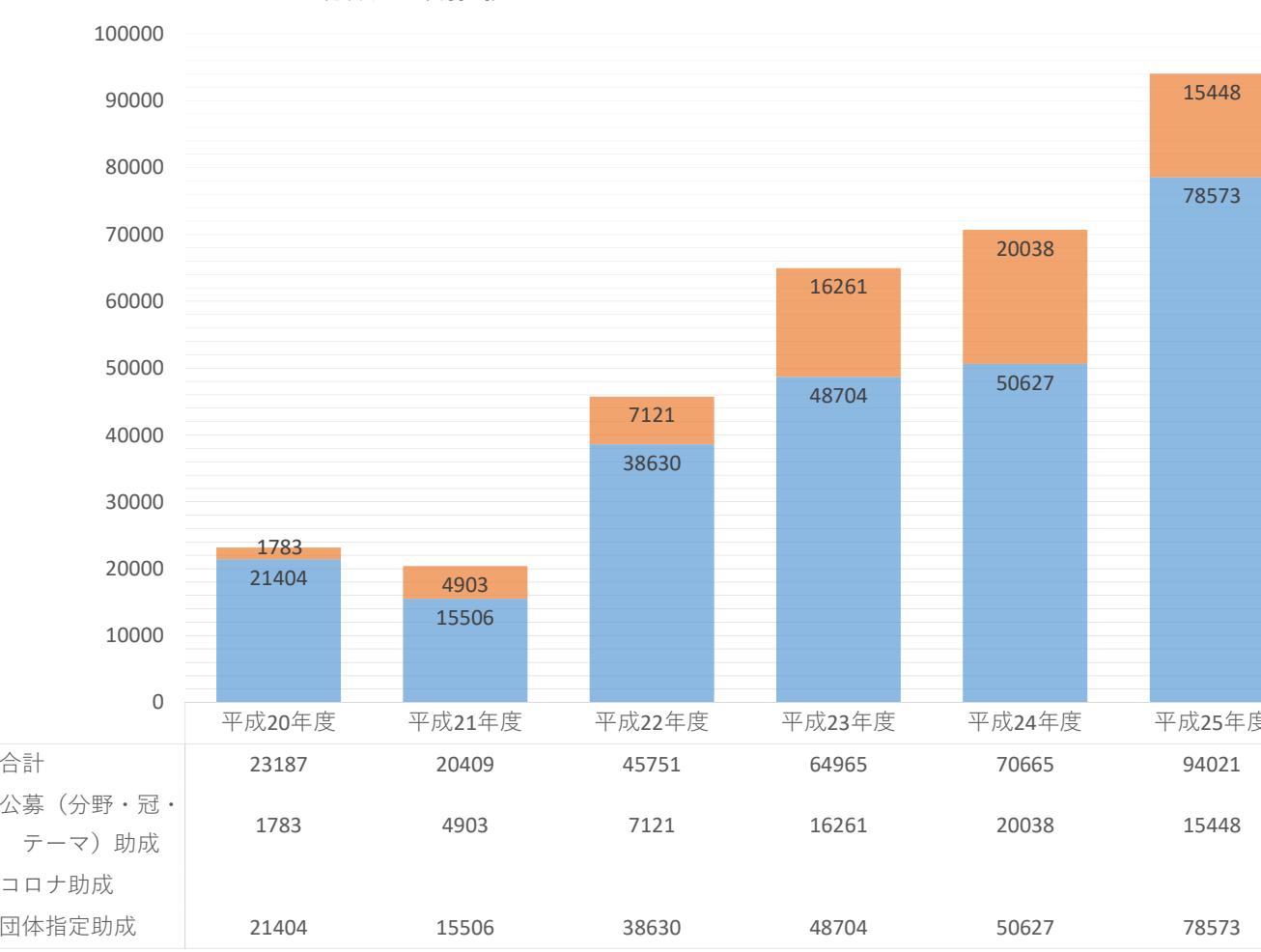
6 寄付・助成概況（資料1-2参照）

- 財源的にそれほど余裕はない

7 今後のさぽーとほっと基金の制度見直しについて（資料2-1～2-3参照）

- 次期市民まちづくり活動促進基本計画の策定に向けた見直しの一環として、市民活動団体の財政的支援としてのさぽーとほっと基金のあり方について、市の他部局の助成制度や他都市の類似制度、寄付者側のご意見、寄付と助成の収支の均衡など幅広い観点から慎重に検討を進めることしたい。
- 一方で、上記4及び5で挙げられた事項のうち、現行の枠組みの延長で、短期に対応が可能と考えられる事項もあるため、見直し・改正の適否を、今回の事業検討部会でご協議いただき、本部会議で決定したい。

さぽーとほっと基金助成金額推移

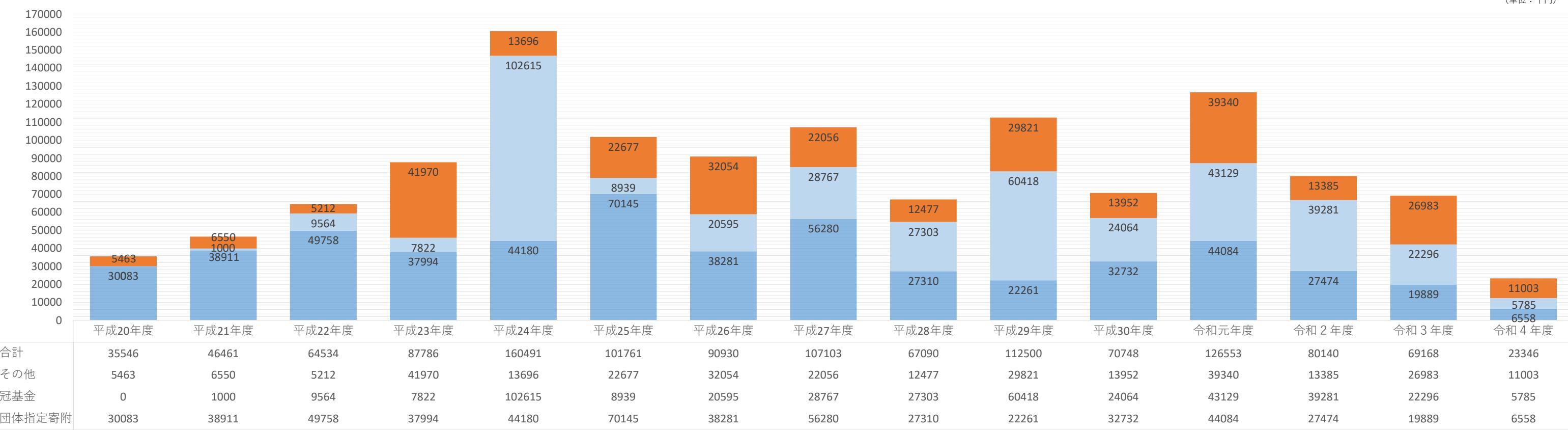


公募助成における1団体あたりの助成額

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成金額	1,783,000	4,902,980	7,120,592	16,260,772	20,037,766	15,447,674	13,605,314	15,753,259	16,242,781	16,634,944	22,851,986	19,024,373	10,984,838	11,243,448	18,210,105
助成件数	12	31	48	56	59	46	51	52	66	76	91	92	63	59	71
1団体あたり	148,583	158,161	148,346	290,371	339,623	335,819	266,771	302,947	246,103	218,881	251,121	206,787	174,363	190,567	256,480

(単位：千円)

さぽーとほっと基金寄付金額推移



さぽーとほっと基金の課題及び見直し案

見直し趣旨	見直し項目	見直しきっかけ・根拠	現状の課題	見直し案	見直し時期	必要な要綱等の改正
1 助成財源の有効活用	冠基金の取扱いの変更	令和3年度促進テーブル意見	冠基金設置者の設定した助成条件が限定的で、市民活動団体にとって助成申請しにくく、活用が低調となっている冠基金がある。	◎今後、新規に設置される冠基金 ・冠基金の使途として指定できる範囲を現行の19分野を4分野までに制限 →細かく指定できると使途が制限され助成申請が低調となるため、大きくくりの4分野までとする。 ・基金の廃止条件を残額10万円未満から25万円未満に変更 →過去5年間の冠基金への助成申請額の統計を取ったところ、25万円以上が過半数(53%)であったため。 ◎既存の冠基金 ・冠基金の設置条件変更について、基金設置者へ個別に説明し、同意を得ていく	令和5年2月	・札幌市市民まちづくり促進基金 冠基金設置要領
2 対象団体拡充	登録要件の見直しについて（労働者協同組合）	令和4年10月労働者協同組合法の施行	団体登録要綱第2条第9号に「法令等を根拠に組織化されている団体でないこと」と規定されており、労働者協同組合が対象外のように読める。	労働者協同組合について、登録対象の例外として特定非営利活動法人と併記する。 「法令等（特定非営利活動法人促進法及び労働者共同組合法を除く。）を根拠に組織化されている団体でないこと」	令和5年2月 (助成：令和5年度 前期公募から)	・札幌市市民まちづくり活動促進 基金団体登録要綱
3 情報発信充実（利用団体向け）	対象経費の再周知について（食材費）	アンケート	原則として、飲食費を対象外経費としている一方で、子ども食堂の事業における食材費や食育等の体験事業の食材費については「備品費・消耗品費」として、対象経費として認めているが、周知不足等から、こうした事業の食材費についても対象外経費と認識しているまちづくり活動団体が多く見受けられる。	事業募集の際の、募集要項の対象経費の欄に、食材費が対象経費となる場合があることを明記するほか、さぽーとほっと基金登録団体へメール等で周知する。	令和5年2月 (助成：令和5年度 前期公募から)	・札幌市市民まちづくり活動促進 助成金交付要綱 ※募集要項には、交付要綱の別表2「助成対象経費」をそのまま掲載している
4 5 6	助成申請時の提出書類の見直しについて（団体概要書、構成員名簿の更新）	審査部会意見	審査の際に、参考資料として団体登録時の「団体概要書」と「構成員名簿」を、委員へ共有しているが、長期間更新されていないものが散見される。	申請時の提出書類として、「最新の団体概要書」と「最新の構成員名簿」を加える。 これにより、団体登録要件である、構成員の人数を適宜把握することができる。	令和5年2月 (助成：令和5年度 前期公募から)	・札幌市市民まちづくり活動促進 助成金交付要綱
	助成申請要件の見直しについて（さぽーとほっと基金の助成を受けている旨の明示）	審査部会意見	交付決定通知書に同封している書類や、札幌市公式ホームページで、当該事業が助成金で実施している旨を広報物等に明示するようお願いしているが、助成事業である旨の明示をしていない団体が散見される。	助成事業である旨の明示を必須とすることとし、申請様式に同意欄等を設けて、申請時に助成事業である旨の明示をする意思確認をする。（広報物作成やホームページでのPR等を実施しない場合を除く）	令和5年2月 (助成：令和5年度 前期公募から)	・札幌市市民まちづくり活動促進 助成金交付要綱 ※様式の変更
	事業報告時の提出書類の見直しについて（写真又は画像データ）	審査部会意見	「事業の経過又は成果を証する書類等」として、写真や作成したチラシ、成果物の提出を受けているが、実際にどのような事業を実施したのか分かりにくいときがある。	募集要項等において、事業報告時の提出書類「事業の経過又は成果を証する書類等」は、原則として活動の様子を撮影した写真（又は画像データ）を提出する旨の補足説明を行う。 (助成金を活用した事業は、年報にとりまとめて掲載をしており、写真又は画像データを提供していただいている旨も、募集時に説明)	令和5年2月 (助成：令和5年度 前期公募から)	なし (公募時の募集要項に記載)

さぽーとほっと基金の課題及び見直し案

見直し趣旨	見直し項目	見直しきっかけ・根拠	現状の課題	見直し案	見直し時期	必要な要綱等の改正	
7	各種様式の押印の取扱い変更について	アンケート	交付申請書や実績報告書に押印するよう求めてきたため、電子メールでの交付申請及び実績報告ができない。	押印不要とする時代背景も踏まえ、交付申請書や実績報告書への押印を不要とする。	令和5年2月 (助成：令和5年度前期公募から)	・札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱 ※様式の変更	
8	申請・報告の効率化・適正化	助成申請書及び事業報告書等の様式の見直し	審査部会意見 アンケート	審査を実施するにあたり、必要な情報が助成申請書欄にない。 報告書の作成、報告書提出後のやりとりなど、事業報告に関する負担が大きいとの声があがっている。 交付決定通知書や確定通知書に「助成対象事業費総額」と「助成対象事業費」という双方の表現の記載があり、紛らわしい記載内容であるとともに、要綱の記載と合致していない。	要綱、様式の適切な記載内容を検討し、団体の負担軽減やより適正な制度運用に繋がるよう、修正を行う。	令和5年2月 (助成：令和5年度前期公募から)	・札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱 ※様式の変更
9							
10				概算金精算書の提出期限が、要綱に明記されておらず、期日までに提出されないことがある。			
11	公開プレゼンテーションの開催について	アンケート	新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、時限的に令和5年3月31日まで、公開プレゼンテーション審査を実施せず、書類審査をすることができる取扱いとしているが、令和5年度以降はプレゼンが必須となる。	今後の感染拡大の可能性を考慮するとともに事業説明動画によるプレゼンテーション審査の実施や少額、継続事業のプレゼン省略など検討の幅を広げるため、要綱上期限の定めを削除する。	令和5年2月 (助成：令和5年度前期公募から)	・札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱	

さぽーとほっと基金の課題(短期的な課題解決が難しいもの)及び現時点で考えられる解決策案

見直し趣旨	見直し項目	見直しきっかけ・根拠	現状の課題	現時点で考えられる解決策案	見直し時期
助成制度利用促進	上限額、対象経費、助成率等の拡充	アンケート	<p>利用団体からは、助成上限額、対象経費（特に人件費）、助成率などの拡大を求める声があるが、拡大するためには年間2,000万円～3,000万円の寄付がコンスタンティンに寄せられる必要があり、ただちに制度を改正し、これらの拡充をすることは困難。</p> <p>なお、令和2年度に新たに作ったテーマである新型コロナウイルス感染症対策支援活動については、時限的に、上限額、助成率、対象経費などを例外的に拡充した運用をしている。</p>	令和5年度については、テーマ指定寄付に指定なしの寄付の一部を振替え加算し、令和4年度と同程度の新型コロナウイルス感染症対策支援活動助成を継続し、拡充による事業成果などを検証し、令和6年度以降の助成制度のあり方を検討する。	令和5年度中
				令和5年度については、ネットワーク事業（上限200万円、人件費も対象）の募集時期をなるべく年度当初に早め周知を徹底するなど、より高額な、事業型の助成ニーズに応えられるよう、運用を工夫する。	令和5年度
助成制度利用促進	申請制限	アンケート	公募において、同一団体が事業を申請できる上限額（累計200万円）が設定されており、令和5年中に上限に達する団体から、制限撤廃を求める声がある。	令和5～6年度に上限に達する団体に対しては団体指定助成への移行、他の助成制度の利用など代替の資金調達について丁寧な説明を行うなど理解を深めつつ、令和6年度以降の適切な制限のあり方を検討していく。	令和5年度中
助成の有効活用	備品、謝礼、役務費（委託）等に関する制限	審査部会意見	事業費全体に比して、備品、謝礼、委託費等が高額すぎるなど、より効果的な事業執行を促すべきと考えられる事業が散見される。	引き続き審査部会委員からの質問・意見を通じて、より良い助成事業となるよう促していく。 過去からよくある質問・意見について蓄積し、あらかじめ利用団体に周知するなど、より効果的方法を検討する。 そのうえで、要綱において制限（金額、割合など）に関する規定が必要か令和6年度以降に向けて検討していく。	令和5年度中

各年度における冠基金の設置及び助成状況

◎：冠基金設置 ●：助成事業あり ×：助成事業なし (網掛けは直近3年間助成実績が無いもの) ※団体指定助成を含む